

公的研究費の不正防止に対する基本方針

クラスター株式会社は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に準拠し、研究費等の不正使用を防止する取り組みを行っています。

【不正防止のための体制】

- 総括責任者：代表取締役（CEO）
研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として総括責任者を配置します。
- 部局責任者：リサーチアドミニストレーター
当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者としてリサーチアドミニストレーターを配置します。
- 研究倫理教育責任者：リサーチアドミニストレーター
研究者に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者、研究倫理教育責任者としてリサーチアドミニストレーターを配置します。

【適正な運営・管理のための基盤整備】

- 規定の明確化・統一化及び職務権限の明確化
クラスター株式会社では、競争的資金等の公的資金による委託費・研究費・補助金等（以下「公的研究費」という。）を適正に管理・運営し、不正使用や不正行為を防止するため、内部規定等の明確化・統一化及び職務権限の明確化を行います。

【研究者の行動規範】

- クラスター株式会社が公的研究費を活用した研究に従事する研究者は所属を問わず、不正抑止のために遵守すべき行動規範は次のとおりです。
 1. 構成員は、競争的資金等の公的研究費は機関による管理が必要であることを共有する。
 2. 構成員は、公的研究費は国民の税金その他多方面からの支援及び理解によるものであることを強く認識し自己研鑽・研修に努め、効率的・効果的な使用に努めるとともに、関係法令等を遵守する。

【告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規定の整備及び運営の透明化】

- 不正に係る事案の調査及び懲戒等
調査委員会による調査、不服申し立ての審査、不正に関与した構成員及び業者の処分手続き、公表等をガイドライン及び内部規定に基づき迅速に実施します。

【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施】

不正防止推進部署を設置し、組織全体の観点から不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止に対応した計画を策定・実施します。

【研究費の適正な運営・管理】

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行います。クラスター株式会社との取引にあたっては、一定の取引実績等に基づき誓約書等の提出を求め、不正に関与した業者に対しては取引停止等の措置を検討します。

【情報発信・共有化の推進】

- 公的研究費の申請・報告・執行に関する相談窓口
メタバース研究所に、公的研究費に係る事務処理手続きに関するクラスター株式会社内外からの相談を受け付ける窓口を設置しています。

【モニタリング体制の構築】

- 公的研究費の適正な運営・管理を徹底するためのモニタリング体制を整備しています。

【通報窓口】

メタバース研究所は、不正に関し、クラスター株式会社内外からの通報や相談に対応するための窓口を設置しています。公的研究費における研究活動における不正行為、不正使用、不正受給に関する告発及び本件に関するご意見、申請・報告・執行に関する相談、通報等は下記の窓口までご連絡願います。

クラスター株式会社メタバース研究所
通報窓口担当：CossOver法律事務所
E-mail: tsuuhou-cluster_research@co-law.jp

上記メールアドレスまでご連絡ください。内容に応じて適切に社内に対処致します。

留意事項

- 通報された情報は、不正の調査にのみ使用し、その他目的で使用したり内容を公表することはありません。
- 調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合には、通報者に対し適切な処置を行うこともあります。